

**資源物の持ち去り行為を条例により禁止することについて
(高砂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
のパブリックコメント（意見募集）の実施結果**

高砂市では、資源物の持ち去り行為を条例により禁止することについてパブリックコメント（意見募集）を実施したところ、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に対する市の考えは次のとおりです。

【募集期間】 令和2年9月7日（月）から10月6日（火）までの1か月間

【実施結果】

- 1 意見提出状況 1人（4件）
- 2 ご意見と市の考え方

No.	内 容	市の考え方
1	今更、条例化しなければならない程の優先課題では無いし、一時的な社会現象に対応するのは如何なものか。	市民から要望も多く、以前からの懸案事項で、持ち去り行為については現在も市内各所で確認され、市にこれらに対する対応を求められておりますので、この度、条例の一部改正を検討しています。
2	監視体制が無く、相応の罰則も伴わない条例の内容では実効性が期待できない。	条例制定後は、従来から実施しているごみステーションパトロールに加え、注意指導を継続的に行って参りますが、罰金等の罰則については、今後の状況を見て判断していきたいと考えます。
3	この条例によるメリットは、回収契約業者が主で市民の負担は変わらない。 ・資源物の市のステーション回収と集団回収が重複している。 ・法律に規定されている収集と運搬に関して具体的な計画がされていない。 ・基本計画に資源物の拠点回収	集団回収と重複している資源物の回収については、集団回収を優先してもらうように周知しております。 資源物のステーション回収については、毎年策定している「一般廃棄物処理実施計画」に収集、運搬計画を明記して委託業者に対しても法律に則った対応をしています。資源物の拠点回収については、市内公民館や

	について「推進する」と書かれているのみである。	協力店舗に小型家電等の拠点回収ボックスを設置して、リサイクルに取り組んでおります。
--	--------------------------------	--